

# 令和4年度 新入学 就学援助制度についてのお知らせ

高松市教育委員会

高松市では、お子様を小・中学校へ就学させるために、経済的な理由でお困りの保護者に対して学用品費や学校給食費などを援助しています。援助を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

## 1 就学援助の主な内容等 (※支給額は令和3年度の場合です。支給額・時期等については変更になる場合があります。)

費 目	支給額 (年額)		支 給 時 期	備 考
	小学校	中学校		
① 学用品費	11,630 円 (年額)	22,730 円 (年額)	第1期分：6月下旬頃 第2期分：11月下旬頃	5月以降の認定者は月割額を支給。
② 通学用品費	2,270 円 (年額)	2,270 円 (年額)	第1期分：6月下旬頃 第2期分：11月下旬頃	5月以降の認定者は月割額を支給。 1年生は支給対象外です。
③ 学校給食費	実費 (事務費を除く)	実費 (事務費を除く)	4、5月分：6月下旬頃 6～3月分：翌月中旬頃	事務費(1円/食)は保護者負担です。
④ 新入学児童生徒学用品費等	50,600 円 (定額)	57,400 円 (定額)	前倒し支給：3月中旬頃 4月認定者：6月上旬頃	(新1年生) 4月末日までに申請書を提出した方のみが支給対象です。
⑤ 修学旅行費	実費	実費	実施後に給付 概算給付も可能	支給時期は各学校によって異なるので、各学校にお問い合わせください。
⑥ 校外活動費	1,600 円 (限度額)	2,310 円 (限度額)	実施後に給付	
⑦ 集団宿泊学習費	3,690 円 (限度額)	3,000 円 (限度額)	実施後に給付	中学校については、左記の額に県補助金を加算して支給する場合があります。
⑧ P T A会費	3,450 円 (限度額)	4,260 円 (限度額)	1月中旬頃に一括給付	5月以降の認定者は月割額を支給。
⑨ 生徒会費		5,550 円 (限度額)		5月以降の認定者は月割額を支給。
⑩ クラブ活動費		30,150 円 (限度額)		体育振興費等が対象です。 部活動に対する援助ではありません。
⑪ 通学費	実費	実費	第1期分：6月下旬頃 第2期分：11月下旬頃	通学距離が4km以上(小学生)、6km以上(中学生)で、公共交通機関利用者が対象。
⑫ 医療費	学校での検診により治療の指示を受けた疾病(う歯・蓄膿症・中耳炎・寄生虫病など)について、実費を上・下半期ごとに支給します。			

## 2 申請の方法等

**重要**

### (1) 申請から新入学学用品費の支給までの流れ

	① 新小学校1年生 (前倒し支給を希望する場合)	② 新小学校1年生 (前倒し支給を希望しない場合)
提出物	・就学時健康診断時に配布された申請書 ・振込先口座が確認できるもの(通帳のコピー等)	就学時健康診断時に配布された申請書
提出先	高松市教育委員会 学校教育課へ持参又は郵送	入学した小学校へ提出
提出期間	健診後～令和3年12月28日(火) (注1)	入学後～令和4年4月28日(木) (注2)
結果通知	郵送で通知(2月上旬頃)	小学校を通じて通知(5月中旬頃)
支給	申請者の口座へ直接振り込み(3月中旬頃)	小学校から申請者の口座に振り込み(6月中旬頃)

※ 申請書は、各小学校又は高松市教育委員会 学校教育課にもあります。(ホームページにも掲載しています)

※ その他の費目は、「1 就学援助の主な内容等」に記載のとおり支給します。

(注1) 提出期限を過ぎた場合、前倒し支給はできません。入学後、4月中に小学校へ申請書を提出してください。

(注2) 5月以降に申請書を提出した場合、新入学児童学用品費等の支給はできません。

## (2) 申請における注意点

- ① 申請書に記入・押印漏れ、市民税の未申告等、不備がある場合は審査（支給）できません。
- ② 虚偽その他不正な手段により支給を受けた場合は、認定の取消や返金の対象となります。
- ③ 申請書の振込先に記載誤りがあった場合、振込手数料等をご負担いただく場合があります。
- ④ 婚姻・離婚等に伴い、世帯の状況や申請者が変わった場合は、遅滞なく申請書を再提出してください。
- ⑤ 単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなし、その方の所得も合算して審査します。
- ⑥ 5月1日以降でも翌年1月末まで申請できますが、その場合は、申請書を提出した月以降が援助の対象となります。また、結果の通知は、申請月の翌月中旬～下旬頃、学校を通じて行います。

## 3 援助を受けることができる方

高松市在住の児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、高松市教育委員会が援助を必要と認めた方。  
 ※「新入学学用品費等」の前倒し支給を希望される方で、入学までに高松市から転出予定の方は援助を受けられません。

該 当 理 由	提 出 が 必 要 な 書 類	備 考
① 生活保護の停止又は廃止をされた方		
② 市民税の非課税世帯の方	所得課税証明書 (注1)	世帯全員が非課税であること
③ 児童扶養手当の支給を受けている方		児童手当ではありません
④ 国民年金の掛金の減免を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書 又は 国民年金保険料免除理由該当通知書	世帯全員が減免を受けていること (厚生年金の方は該当しません)
⑤ その他、経済的理由によりお困りの方	所得課税証明書 (注1)	世帯の所得の合計金額が、生活保護基準の1.3倍以下
⑥ 特別な事情でお困りの方	罹災証明書、雇用保険受給資格者証、 民生委員の確認願など	詳しくは高松市教育委員会まで お問い合わせください。

※ 認定の可否判断のために、住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員の所得情報等を調査確認することへの同意が必要です。

**(注1) 高松市で、市税の申告をしている方は、所得課税証明書の提出は不要です。**

認定期間	基準日	基準日の住所	提出物
第1期(4月～9月)	令和3年1月1日	高松市以外	【転入前の市町村】令和3年度所得課税証明書
第2期(10月～3月)	令和4年1月1日		【転入前の市町村】令和4年度所得課税証明書

## 4 認定基準と所得の申告について

最新の情報に基づく認定を行うため、第1期(4月～9月分)と第2期(10月～3月分)の2回審査を行っています。そのため、第1期と第2期で、認定結果が変わる場合もあります。第2期の認定結果が第1期と異なる場合は、10月中に、学校を通じて申請者に認定結果を改めて通知します。

**所得が無い場合も、就学援助を受けるためには申告が必要です。**

認定期間	確認する所得	所得を確認する方
第1期(4月～9月)	令和3年度所得(令和2年中の所得)	令和2年4月2日時点で18歳以上の方
第2期(10月～3月)	令和4年度所得(令和3年中の所得)	令和3年4月2日時点で18歳以上の方

## 5 お問い合わせ

高松市教育委員会 学校教育課  
 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所10階)  
 ☎電話: 087-839-2616

就学援助(入学前支給)  
 ホームページ →

